

# 定 款

特定非営利活動法人なごみの里

## 【特定非営利活動法人なごみの里】

### 定 款

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 この法人は【特定非営利活動法人なごみの里と称する】

##### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区志茂五丁目6番6号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を千葉県富里市七栄93番地77に置く。

#### 第2章 目的及び事業

##### (目的)

第3条 この法人は、共生の原理に則り、市民参加と相互扶助の精神のもと、老若男女を問わず平和で豊かな社会生活を目指すため、高齢者に対して健康作り、生き甲斐作り等の介護に関する事業、インターネット等を利用した介護福祉に関する相談会および情報提供サービス等を行い、高齢社会における地域社会の活性化と文化的で健康的な市民社会を構築するための老人福祉に寄与することを目的とする。

##### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 高齢者訪問介護、家事援助等の在宅福祉サービス事業
- (2) ボランティア派遣による高齢者外出援助事業
- (3) 短期入所生活・療養介護事業
- (4) 通所介護・リハビリテーション事業
- (5) 特定施設入所者生活介護事業
- (6) 認知症対応型共同生活介護事業
- (7) 介護予防地域密着型サービス事業
- (8) 高齢者介護相談窓口の設置、運営事業
- (9) 高齢者介護用具のリサイクル及び、リサイクル用具の貸出事業
- (10) 高齢者介護に関する情報収集、研究開発事業
- (11) 第10号の研究成果をふまえた高齢者施策の企画・提案事業
- (12) 身体障害者とその家族のための宿泊施設の運営事業
- (13) 高齢者介護を目的とするボランティア団体との情報交換及び研究等共同事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の1種類とし、正会員をもって特定非営利活動法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、總會において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

**(会員の資格の喪失)**

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

**(退会)**

**第10条** 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

**(除名)**

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

**(提出金品の不返還)**

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

**第4章 役員及び職員**

**(種別及び定款)**

**第13条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以下
  - (2) 監事1人
2. 理事のうち理事長1名、専務理事1名の役職を置く。

**(選任等)**

**第14条** 理事および監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにな

ってはない。

4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
4. 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、解任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の8分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く

2. 職員は、理事長が任命する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ）その他新たな債務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(召集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を召集しなければならない。
3. 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会職において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があった場合には、



その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

#### (4) 合併

#### (5) 破産

#### (6) 所轄庁による認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、国に帰属するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、總會において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともにインターネットホームページに掲載して行う。

### 第10章 細則

#### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 高橋 和子

専務理事 長谷川 慶一

理事 木村 義彦

監事 小田切 芳雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この会の成立の日から平成19年6月30日までとする。

4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この会の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年3月31日までとする。

6 この会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

①入会金 2,000円

②年会費 6,000円

原本に相違ありません

115-0042

東京都北区志茂 5-6-6

特定非営利活動法人 なごみの里

理事長 堀 悟